

三郷市 木津雅晟市長 様

三郷市生活保護裁判さいたま地裁判決に対し控訴しないよう求める要請書
(控訴期限・平成25年3月6日)

本年2月20日、さいたま地方裁判所第2民事部(中西茂裁判長)は、平成19年(ワ)第1626号国家賠償請求事件について、原告の訴えを全面的に認め、被告三郷市に対し国家賠償の支払いを命ずる判決を下しました。

本件は、トラック運転手であった夫が白血病で入院し、妻がショックで精神科に通院するようになり、あとは未成年の子らのみという原告世帯が、これまでの収入を失い三郷市に生活保護を申請しましたが、三郷市の窓口で約1年半にわたり、約10回拒否され続けたあげく、開始決定後わずか3か月で保護を打ち切られたというものです。

原告夫婦は、福祉事務所を訪ねても徒労に終わっていく中で生活は立ち行かず、絶望し、一時は子どもたちと一家心中を考えるとところまで追い詰められました。

しかし、もう同じような思いをする人が出てほしくないという思いから、病身を押して、2007年7月、三郷市を相手に国家賠償請求訴訟を提起しました。4年半に及ぶ長い裁判の中で、原告であった夫は、この判決を見ることなく、白血病で亡くなりました。

判決は、原告らの訴えを全面的に認め、生活に困窮し福祉事務所を頼って何回も窓口を訪れた原告らに対し就労や親族からの援助を求め、法律上要件にない理由をつけて生活保護の申請すらさせず、あるいは生活保護を開始してからは市外への転居を求め保護を断って原告世帯を再度困窮に晒した、三郷市の福祉行政の過ちを断罪し、三郷市に対し、本来原告世帯に対し生活保護として支払われるべきだった金銭と精神的損害の賠償を命じました。

このような判断は、憲法25条の生存権や、それを受けた生活保護法の本来の理念、実際の福祉現場の運用に照らしても、至極自然なものです。

三郷市は、今回の判決で、原告世帯に対する扱いが法律に照らし違法なものであると明確に判断された以上、その過ちを自らただし、今後二度と同様の事態を起こさない責任があります。

三郷市がこの判決に対し控訴をすれば、原告らはなおも続く裁判闘争にさらされることになり、その精神的負担を増すばかりか、原告らと同じように生活に困窮しながらも生活保護の利用に至っていない方々をさらなる苦境に追い込むことになり、到底容認できるものではありません。

以上の次第ですので、三郷市がこの判決を真摯に受け止め、控訴することなくこの判決を確定させ、原告らの苦しみを終わらせることを求めます。そして、今後は、生活困窮者に対し寄り添った福祉行政を行っていくことを求めます。

2013年 月 日

氏名	住所

[取扱団体] 三郷生活保護裁判を支援する会
埼玉県社会保障推進協議会(略称・埼玉社保協)
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内
TEL048-865-0473 FAX048-865-0483